

計画改定にあたっての基本的な考え方について

1. 計画改定の趣旨

本市では、「世界の環境首都」の実現に向け、平成 19 年度に「北九州市環境基本計画」を策定し、以後、平成 24 年度、平成 29 年度の 2 回の改定を経て、市民・NPO、事業者、研究機関、行政等が一丸となって様々な取組を進めてきた。

この基本計画の期間が令和 5 年度末で満了するため、計画の改定に着手するもの。

2. 計画改定の方向性について

現行の計画は、平成 16 年度に取りまとめた「環境首都グランド・デザイン」の**基本理念**を継承し、**4 つの政策目標**「市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた『北九州環境ブランド』の確立」、「2050 年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現」、「世界をリードする循環システムの構築」、「将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上」に基づき、**具体の戦略プロジェクト**を推進している。

グランド・デザインの基本理念、政策目標の大きな枠組は、引き続き環境政策の中心に据えるべきものである。

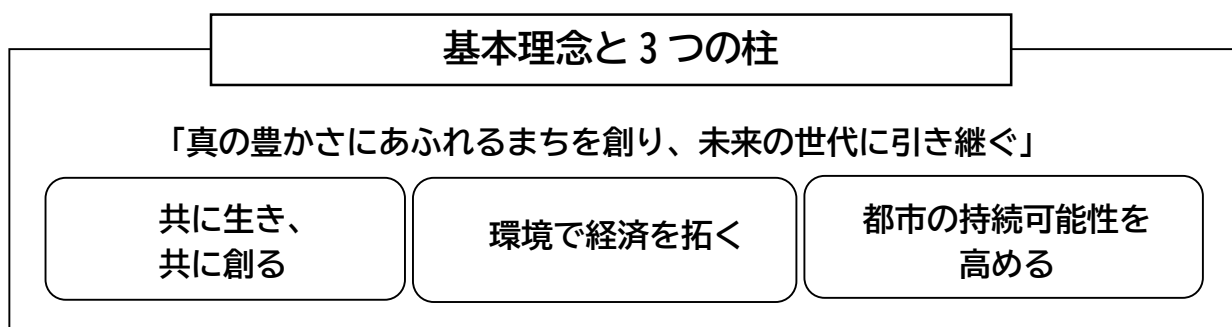
今般、計画を改定するにあたっては、これらの考え方を基本としつつ、平成 29 年度の改定以降に生じた様々な変化や本市の成長につながる環境施策を盛り込んだ形で策定していく。

○ 基本理念とそれを実現するための3つの柱を継承

現行の計画は、グランド・デザインで示された基本理念を取り入れ、その実現を目指し、行政が取り組むべきことを明らかにするとともに、実効性を担保する内容となっている。

また、基本理念を実現するために、環境問題が経済活動や社会活動と深く結びついている点を踏まえて、環境的側面、経済的側面、社会的側面を総合的に捉え、3つの柱を掲げている。

現状においても、環境、経済、社会の3つの課題を統合的に解決することは、益々重要となっており、今回の改定においても、この基本理念と3つの柱は継承したい。



○「市民環境力の更なる発展」等、現行の4つの政策目標の基本的な考え方を継承

現行の計画では、4つの政策目標に基づき、具体的な取組を推進している。

脱炭素や循環型社会に向けた取組を一層推進するには、市民一人ひとりの行動変容が重要である。そこで、市民が内発的・自立的に、より良い環境、より良い地域を創出していこうとする意識や能力を持ち、それを行動へとつなげていく「市民環境力」を高めることが重要であるとの考えのもと、「市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立」を政策目標の第一に掲げている。

また、「2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現」、「世界をリードする循環システムの構築」、「将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上」についても、本市が環境政策を進める上で欠かすことのできない視点である。

今回の改定では、これら4つの政策目標について、社会情勢に応じて修正を加えつつ、基本的な考え方は継承したい。

○ 基本施策等の見直しを図り、本市の成長につながる環境施策を盛り込む

今回の改定では、環境分野における国際的な議論、今年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」、現在策定中の国の「第6次環境基本計画」などを盛り込んだ形で改定する。

また、令和3年度に策定・改定した「北九州市地球温暖化対策実行計画」や「北九州市循環型社会形成推進基本計画」、現在策定中の「北九州市基本構想・基本計画」など、前回の改定以降に策定・改定した各種計画との整合・統合を図りつつ、本市の成長につながる計画としたい。

○ 環境基本計画の性格

近年、環境分野の急速な変化を受け、政策の方向性は維持しつつ、予算事務事業については、毎年、見直しや組替を行う状況となっている。

このため、新しい環境基本計画では、環境政策の理念や政策の方向性等を整理するものとし、現行計画で掲げている「個別プロジェクト」は別冊で取りまとめることとしたい。

3. 計画期間

令和6年度から令和12（2030）年度とする。

4. 検討体制、スケジュール

- 北九州市環境基本条例第8条第3項に基づき、北九州市環境審議会へ諮問する。
- パブリックコメント等を実施し、広く意見を聴取する。
- 策定期間は1年程度を見込み、3～4回の審議会開催を予定。